

名古屋市中川区役所と愛知県立大学との災害対策事業に関する協定書

(目的)

第1条 名古屋市中川区役所（以下「甲」という。）と愛知県立大学（以下「乙」という。）は、甲が実施する「子どものいのちを守る子育て防災対策事業」始め社会全体で子育て家庭を支援していくための事業（以下「事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(連携)

第2条 甲と乙は第1条の目的を達成するため、以下の事項について相互に連携し協力する。

1 情報提供にかかる連携

甲は、甲が実施する事業に関する情報を乙に提供するとともに、乙の学術研究等に資する情報等の提供を行う。

2 事業実施にかかる連携

乙は甲が実施する事業について講師等の派遣などにより運営に協力する。

(責任)

第3条 甲又は乙は、故意又は重過失がある場合を除き、本協定に基づく連携により相手方に生じた如何なる損害についても責任を負わないものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなければ、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和2年2月20日

甲　名古屋市中川区長

眞野 隆久



乙　愛知県公立大学法人愛知県立大学学長

久留木原 玲

